佐賀市津波避難計画

平成２９年５月　作成

佐　賀　市

目　次

第１章　総　則
１　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　計画の修正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　用語の意味　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第２章　職員の初動体制
１　職員の連絡・参集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
第３章　津波情報の収集・伝達
１　津波情報の収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　津波の実況等の情報の集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
第４章　避難指示（緊急）の発令
１　避難指示（緊急）の発令及び解除の基準・・・・・・・・・・・　７
２　避難指示（緊急）の発令及び解除の時期及び手順・・・・・・・　８
３　伝達方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
４　避難指示（緊急）の伝達手段・伝達先・・・・・・・・・・・・　１０
５　伝達の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
第５章　水門等の閉鎖措置
１　管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
２　閉鎖措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
３　不測の事態に備えて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
第６章　避難計画
１　津波浸水想定区域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
２　避難対象地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
３　避難困難地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
４　緊急避難場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
５　津波避難ビル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６　避難路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
７　避難方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
８　通行止め措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
９　案内板等の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
第７章　避難誘導等に従事する者の安全の確保
１　避難広報や避難誘導を行う者の安全の確保・・・・・・・・・・　２４
２　水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保・・・・・・・・・・・　２４
第８章　避難行動要支援者等対策
１　避難行動要支援者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
２　観光客等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
第９章　避難対策の留意点
１　漁港　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
２　河川　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
第１０章　ハザードマップの作成・配布　・・・・・・・・・・・・　２７
第１１章　津波対策の防災教育、啓発　・・・・・・・・・・・・・　２８
第１２章　訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

第１章　総　則

１　目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

また、この計画は、佐賀市が策定している地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

２　計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

３　用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

（１）**津波浸水想定区域**とは、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。

（２）**避難対象地域**とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想区域に基づき市が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想区域よりも広い範囲で指定する。

（３）**避難困難地域**とは、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

（４）**避難路**とは、避難する場合の道路で、佐賀市が指定に努めるものをいう。

（５）**緊急避難場所**とは、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。佐賀市が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。

（６）**津波避難ビル**とは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を佐賀市が指定する。

（７）**避難所**とは、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。佐賀市が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

第２章　職員の初動体制

１　職員の連絡・参集

勤務時間外に、津波注意報及び津波警報が発令された場合の、佐賀市職員の連絡・参集は「佐賀市地域防災計画」、「佐賀市災害対応マニュアル」の定めにより自発的に勤務地に参集するもののほか、必要に応じて非常呼出連絡網により連絡を行うものとする。

【初動体制の連絡経路】

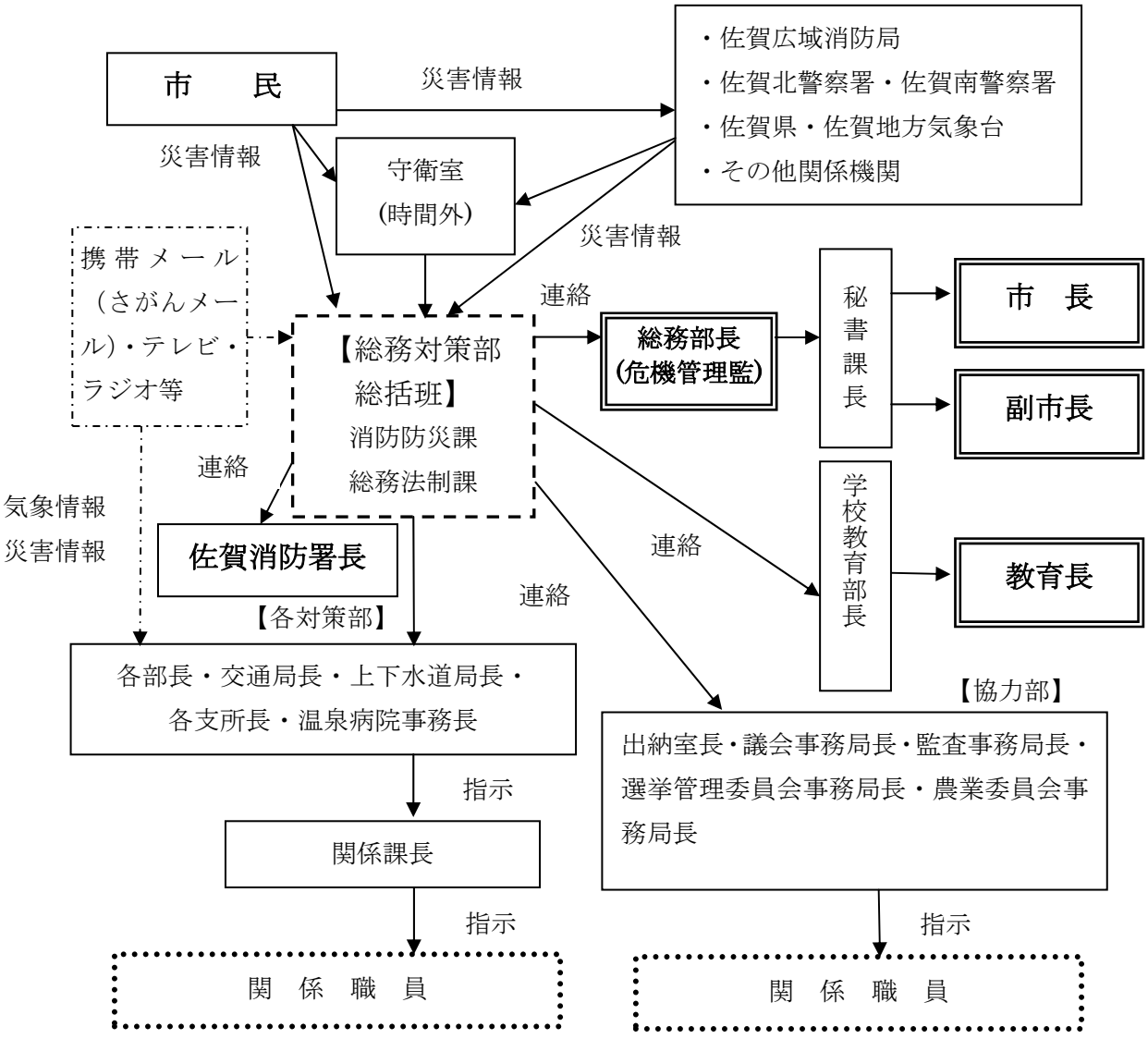

【自発的参集の基準】

警　報　の　種　類	職員の基準
有明・八代海に「津波警報」が発表されたとき。	概ね１／２程度の職員
有明・八代海に「大津波警報」が発表されたとき。	全職員

第３章　津波情報の収集・伝達等

１　情報の収集・伝達

佐賀市は、緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、市域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

また、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民に伝達するものとする。

この場合、市は、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

【情報の収集・伝達経路】

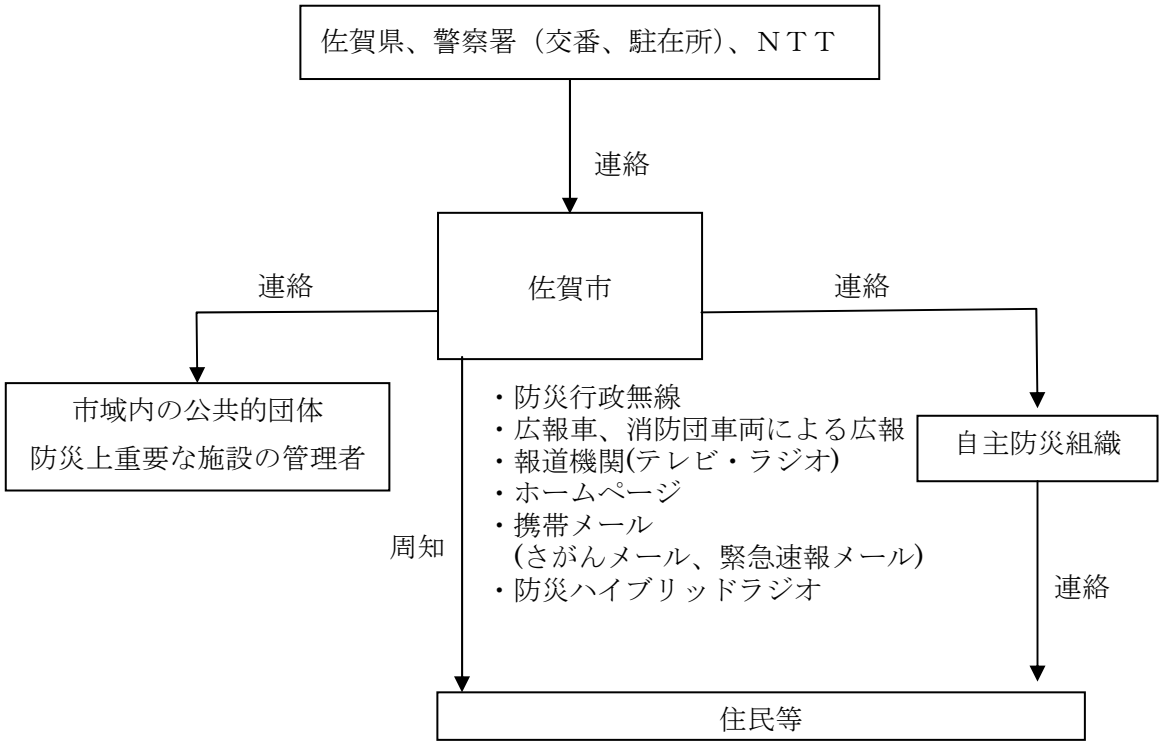

【津波警報・注意報の種類】

種類	予 報 文	発 表 さ れ る 津 波 の 高 さ
大津波警報 （特別警報）	高いところで３ｍ程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	３ｍ、４ｍ、６ｍ、 ８ｍ、10m以上
津波警報	高いところで２ｍ程度の津波が予想されますので、警戒してください。	１ｍ、２ｍ
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

出典：気象庁

（注）「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の種類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表 （発表基準）	巨大地震の場合の表現		
大津波警報（津波特別警報）	10m 超 （10m＜高さ）	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。津波は繰返し襲ってくるので、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m （5m＜高さ≦10m）			
	5m （3m＜高さ≦5m）			
津 波 警 報	3m （1m＜高さ≦3m）	高 い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津 波 注意報	1m （0.2m≦高さ≦1m）	（表記しない）	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

出典：気象庁

【津波情報の種類とその内容】

津波情報の種類	内　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

出典：気象庁

【津波予報】

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき	（地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の心配がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

出典:気象庁

２　津波の実況等の情報収集

（１）海面等の監視

気象庁が発表する津波観測情報などの津波観測結果を補完するものとして、高台等の安全な場所から、目視による海面状態を監視するものとする。

（２）被害情報の収集

① 情報収集の要領

被害の規模を早期把握するため、災害発生直後において、安全を確認した後、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、負傷者の状況等、被害の規模を測定するための関連情報の収集に努める。

② 情報収集の方法

被害情報の収集方法については次のとおりとする。

ア　通報に基づく現地確認

イ　防災関係機関との情報連絡

ウ　パトロールの実施

エ　地元団体（自治会、消防団、自主防災組織、民生委員、災害ボランティア等）からの情報収集

オ　その他可能な方法

被害情報の収集は、市民生活対策部税務班及び各支所の支所対策部支所対策班が行うほか、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

【海面等監視地点・実施責任者・連絡手段・伝達先一覧】

海面等監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
筑後川	諸富支所対策部 支所対策班	災害時優先携帯電話 一般加入電話等	総務対策部　総括班 企画調整対策部 連絡調整班 （０９５２）２４-３１５１
川副地区海岸 早津江川	川副支所対策部 支所対策班	災害時優先携帯電話 一般加入電話等	
東与賀地区海岸 西与賀地区海岸 嘉瀬地区海岸 八田江川	東与賀支所対策部 支所対策班	災害時優先携帯電話 一般加入電話等	
久保田地区海岸 本庄江川 嘉瀬川 福所江川	久保田支所対策部 支所対策班	災害時優先携帯電話 一般加入電話等	

第４章　避難指示（緊急）の発令

１ 避難指示（緊急）の発令及び解除の基準

どのような津波であれ危険な地域から一刻も早い避難が必要であるため、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。

（１）避難指示（緊急）の対象とする区域

避難指示（緊急）を受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、対象となる区域を適切な範囲に絞り込むことを基本とする。

津波警報等で発表される予想津波高に応じて発令対象とする区域は異なるため、いざというときに躊躇なく発令できるよう、以下の考え方に基づき、津波浸水想定区域図や津波ハザードマップ等を参考に、対象区域をあらかじめ定めておくものとする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意する。

①大津波警報の発表時

・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の地域（県の設定した津波浸水想定区域等）を対象とする。

②津波警報の発表時

・ 海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
・ 津波時の地震動による海岸堤防や河川堤防等の被災や、河川における津波遡上も考慮する。

③津波注意報の発表時

・ 津波の高さは高いところで１ｍと予想され、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする（避難行動の対象者は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等の就業者、海水浴客など海岸でのレジャー目的の滞在者等）。
・ 海岸堤防がない地域で地盤の低い区域についても対象とする。

（２）避難指示（緊急）の判断基準

①大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる）

②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波の

ように到達までに相当の時間があるもので、気象庁が、津波警報等の発表前から津波の到達時刻等の情報を「遠地津波に関する情報」の中で発表した場合は、当該情報を基に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令も検討する。

（３）避難指示（緊急）の解除の基準

当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報・津波警報、津波注意報の解除が発表された段階を基本として、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点で解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

２ 避難指示（緊急）の発令及び解除の時期及び手順

避難指示（緊急）の発令及び解除の判断は、市長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長、総務部長の順位でこれを代行する。

３ 伝達方法

避難指示（緊急）の発令及び解除の住民等への伝達方法は、市防災行政無線、広報車・消防団車両による広報、報道機関（テレビ・ラジオ）、ホームページ・携帯メール（さがんメール、緊急速報メール）、防災ハイブリッドラジオなど多様な手段を併用して活用することにより、海浜地への避難指示等の情報の正確な伝達に努めるものとする。

なお、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人手が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び地域の自主防災組織、消防団等を活用し、これらと協力体制を確保するように努めるとともに、常日ごろから確実に伝達できる体制を築いておくものとする。

避難指示（緊急）の発令内容の伝達文は次のとおりとする。

＜参考＞ 伝達例文

＜避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例＞

佐賀市長の○○です。

○時○分に○○地区に対して避難指示を出しました。

（堤防が決壊して／○○沿岸に津波が押し寄せ）大変危険な状況です。

避難中の方は直ちに○○公民館への避難を完了してください。

十分な時間がない方は近くの安全な建物（例：鉄筋コンクリート造の建物の○階以上）に避難してください。

なお、津波浸水のおそれがあるため、○○道は通行できません。

＜避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例＞

※避難の必要性や切迫感を強く訴えるための命令口調の例

佐賀市災害対策本部から、緊急避難命令。

大津波警報。 大至急、避難せよ。

○○地区に避難指示を発令。

ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難せよ。

４　避難指示（緊急）等の伝達手段・伝達先

下記のチェックリストより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する

《住民等への伝達》	
	同報系防災行政無線
	広報車・消防団車両による広報
	自治会の会長・・・電話、ＦＡＸ
	自主防災組織の会長・・・電話、ＦＡＸ
	「さがんメール」によるメール送信（消防防災課）
	緊急速報メール
	佐賀市防災ハイブリッドラジオ
	市役所ホームページ（佐賀市防災情報）への掲載（消防防災課）
	市役所ホームページへの掲載（秘書課）
	ＮＨＫ佐賀放送局・サガテレビへの依頼・・・ＦＡＸ（秘書課）
	ＮＢＣ佐賀放送局・エフエム佐賀への依頼・・・ＦＡＸ（秘書課）
	ぶんぶんテレビへの依頼（秘書課）
《避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達》（福祉総務課）	
	支援者の事前登録者・・・民生委員を通じて連絡
	避難行動要支援者の事前登録者・・・電話、ＦＡＸ
	避難行動要支援者の避難所となる施設・・・電話、ＦＡＸ
《防災関係機関への伝達》	
	消防団（団長、方面隊長、支団長、分団長）・・・電話、無線
	消防団（団員）・・・分団長（部長）を通じての電話、メール
	佐賀県消防防災課・・・ＴＥＬ25－7026、ＦＡＸ25－7262 一斉指令システム
	佐賀北警察署・・・ＴＥＬ30－1911、ＦＡＸ32－9110
	佐賀南警察署・・・ＴＥＬ23-6110、ＦＡＸ20-2000
	佐賀広域消防局・・・ＴＥＬ30－0111、ＦＡＸ31－2119
	佐賀国道事務所・・・ＴＥＬ32－1151、ＦＡＸ33－0583
	筑後川河川事務所・・・ＴＥＬ（0942）33－9131
	陸上自衛隊第４特科連隊・・・ＴＥＬ（0942）43－5391
	佐賀土木事務所・・・ＴＥＬ24－4345、ＦＡＸ22－6589
	神埼土木事務所・・・ＴＥＬ52－3187、ＦＡＸ52－8103
	九州電力佐賀支店・・ＴＥＬ33-1123

５　伝達の確認

避難指示（緊急）の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか確認する必要がある。このため、対象地域に居住若しくは滞在している市職員及び消防団員は、避難指示（緊急）の発令及び解除を視聴した場合は、ただちに佐賀市災害対策本部へ電話等により報告する。

【伝達確認方法】

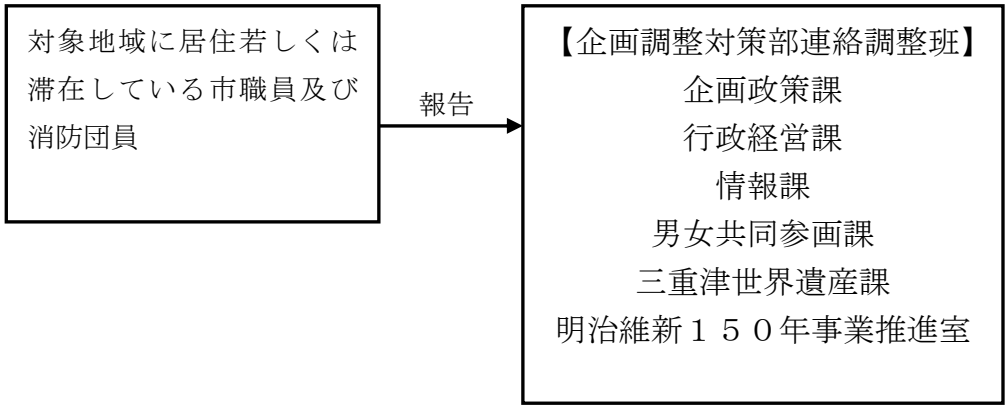

第５章　水門等の閉鎖措置

１　管理体制

県が管理する防潮水門及び市が管理する樋門については、津波発生時に迅速な閉鎖が行われるよう管理体制及び伝達体制を確保するとともに、日頃から操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

【防潮水門及び樋門一覧】

名　称	所在地	管理者
蒲田津水門	佐賀市蓮池町小松	佐賀県
本庄江防潮水門	佐賀市西与賀町	
新川防潮水門	佐賀市諸富町為重	
八田江防潮水門	佐賀市川副町広江 佐賀市東与賀町下古賀	
福所江水門	小城市芦刈町 佐賀市久保田町	
鬼丸樋門	佐賀市巨勢町牛島下	佐賀市
津留樋門	佐賀市西与賀町丸目	
上飯盛樋門	佐賀市本庄町上飯盛	
中島樋門	佐賀市本庄町中島	

２　閉鎖措置

水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉（自動・遠隔操作を含む）を行い、その操作の万全を期するものとする。

なお、水門等の操作においては、津波到達予想時刻までに浸水想定地域外に避難する時間（退避時間）考慮し、操作を行うものとし、津波到達までに時間がない場合においては、水門等の操作を放棄し避難を優先させる。

３　不測の事態に備えて

不測の事態により水門などが閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域図よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、※緩衝領域(バッファゾーン)として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が、津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

※緩衝領域（バッファゾーン） 浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮すると浸水の恐れのある区域。

第６章　避難計画

※津波浸水想定区域図をもとに避難対象地域、避難目標地点、避難困難地域、緊急避難場所、避難路を地区ごとに定めるものとする。また、避難困難地域においては必要に応じて津波避難ビルを定めるものとする。

１　津波浸水想定区域図

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生した場合について、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に、浸水の区域及び浸水深を定めるものとする。

２　避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域を、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものとする。

※自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

３　避難困難地域

避難困難地域は、避難時の住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達予想時間内に、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を抽出したものであり、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者においては、歩行速度が遅いことも考慮する必要がある。

佐賀市においては、雲仙地溝南縁断層帯の連動地震による津波の到達予想時間が５０分であることから、地震発生後５分後に避難を開始したとして、避難対象地域内で、避難場所までの距離が１，３５０m以上の地域が該当するものである。（歩行困難者、身体障がい者等の場合 0.5m／秒）

４　緊急避難場所

緊急避難場所は、津波の危険から緊急に避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し、指定するものとする。

なお、緊急避難場所は、比較的長期にわたって避難する施設である避難所とは異なり、安全性の確保及び機能性の確保を優先して指定するものとする。

緊急避難場所の指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

【安全性】

・原則として避難対象地域から外れていること。
・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物であること（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実

施済みの建物であること)。
・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所で有ること。
・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。
【機能性】
・避難者１ 人当たり十分なスペースが確保されていること （最低限１ 人当たり１ ㎡以上を確保できること)。
・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
・一晩程度宿泊できる設備（毛布等)、飲食料等が備蓄されていること。
【避難対象地域及び緊急避難場所】（詳細は、佐賀市津波浸水想定区域図のとおり）

No	避難対象地域		緊急避難場所	
	小学校区	対象地区	施設名	住所
1	循誘	田代一丁目の一部、田代二丁目の一部、紺屋町の一部	循誘公民館	東佐賀 12-2
			循誘小学校	高木町 15-30
2	西与賀	西与賀町大字高太郎、西与賀町大字相応津	城西中学校	本庄町本庄 1021-1
			西与賀公民館	西与賀町厘外 1405
			西与賀小学校	西与賀町厘外 1437
3	嘉瀬	嘉瀬町大字中原、嘉瀬町大字十五	新栄公民館	鍋島町八戸 1285 番地 3
			新栄小学校	新栄東 2-6-34
			開成公民館	鍋島町森田 27-4
			開成小学校	鍋島町森田 35-1
			昭栄中学校	昭栄町 1-7
			佐賀北高等学校	天祐 2-6-1
4	北川副	水ヶ江六丁目の一部、木原一丁目の一部、木原三丁目の一部、南佐賀一丁目の一部、今宿町の一部、北川副町大字江上の一部、北川副町大字光法の一部	北川副公民館	木原 3-12-8
			北川副小学校	木原 3-12-1
			城南中学校	南佐賀 1-20-1
			佐賀東高等学校	南佐賀 3-11-15
5	本庄	本庄町大字鹿子	本庄小学校	本庄町本庄 131-8

No	避難対象地域		緊急避難場所	
	小学校区	対象地区	施設名	住所
			本庄公民館	本庄町本庄 279-8
6	巨勢	巨勢町大字高尾の一部、 巨勢町大字修理田の一部、 巨勢町大字東西の一部、 巨勢町大字牛島の一部	巨勢公民館	巨勢町高尾 104-7
			巨勢小学校	巨勢町高尾 108
			城東中学校	巨勢町牛島 242
7	芙蓉	蓮池町大字古賀の一部、 蓮池町大字小松の一部、 蓮池町大字蓮池の一部、 蓮池町大字見島の一部	蓮池公民館	蓮池町蓮池 6-49
			小中一貫芙蓉校	蓮池町小松 1000
8	諸富北	諸富町大字大堂の一部、 諸富町大字徳富の一部、 諸富町大字諸富津の一部	諸富中学校	諸富町徳富 2058-3
			諸富北小学校	諸富町大堂 990
			諸富文化体育館 ハートフル	諸富町諸富津 52
			諸富町公民館	諸富町諸富津 7
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5
9	諸富南	諸富町大字為重の一部、 諸富町大字寺井津の一部、 諸富町大字山領の一部	諸富中学校	諸富町徳富 2058-3
			諸富文化体育館 ハートフル	諸富町諸富津 52
			諸富町公民館	諸富町諸富津 7
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5
			諸富南小学校	諸富町為重 920-1
10	南川副	全域	諸富南小学校	諸富町為重 920-1
			諸富文化体育館 ハートフル	諸富町諸富津 52
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5
11	西川副	川副町大字小々森、川副町大字西古賀、川副町大字南里の一部	諸富南小学校	諸富町為重 920-1
			諸富文化体育館	諸富町諸富津 52
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5
			佐賀東高等学校	南佐賀 3-11-15
12	中川副	川副町大字福富の一部、川副町大字早津江、川副町大字早津江津の一部	諸富南小学校	諸富町為重 920-1
			諸富文化体育館 ハートフル	諸富町諸富津 52
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5

No	避難対象地域		緊急避難場所	
	小学校区	対象地区	施設名	住所
			佐賀東高等学校	南佐賀 3-11-15
13	大詫間	全域	諸富南小学校	諸富町為重 920-1
			諸富文化体育館ハートフル	諸富町諸富津 52
			佐賀市産業振興会館	諸富町為重 529-5
14	東与賀	東与賀町大字下古賀の一部、東与賀町大字田中の一部、東与賀町大字飯盛の一部	本庄小学校	本庄町本庄 131-8
			本庄公民館	本庄町本庄 279-8
			東与賀小学校	東与賀町田中 453
			東与賀中学校	東与賀町下古賀 1127-1
			東与賀農村環境改善ｾﾝﾀｰ	東与賀町田中 425
			東与賀保健福祉ｾﾝﾀｰ	東与賀町下古賀 1193
			東与賀文化ﾎｰﾙ	東与賀町下古賀 1228-3
15	思斉	久保田町大字新田の一部、久保田町大字徳万の一部、久保田町大字久保田の一部、久保田町大字久富、久保田町大字江戸	王子マテリア体育館	久保田町大字久保田1
			小中一貫校思斉館(小学部)	久保田町新田 1207
			小中一貫校思斉館(中学部)	久保田町新田 1217
			久保田農村環境改善ｾﾝﾀｰ	久保田町新田 3323-3
			久保田老人福祉ｾﾝﾀｰ	久保田町新田 3323
			久保田保健ｾﾝﾀｰ	久保田町新田 3323
			久保田農村高齢者交流施設	久保田町新田 3323

佐賀市地域防災計画で定めている避難所のうち、津波による浸水が予測される避難対象地域内にある避難所は次のとおりである。これらについては、津波発生時には避難場所として指定しない。

【避難対象地域内にある避難所】

No	管内名	小学校区	施設名	住　　所	備考
1	本庁	嘉瀬	嘉瀬公民館	嘉瀬町中原 1690	
2			嘉瀬小学校	嘉瀬町十五 12-1	
3	川副支所	南川副	南川副小学校	川副町鹿江 674	
4			川副中学校	川副町鹿江 710	
5			ｽﾎﾟｰﾂﾊﾟｰｸ川副武道館	川副町鹿江 700	
6			ｽﾎﾟｰﾂﾊﾟｰｸ川副体育ｾﾝﾀｰ	川副町鹿江 700	
7			南川副公民館	川副町鹿江 422-1	
8			川副保健ｾﾝﾀｰ	川副町鹿江 442	
9			川副児童館	川副町鹿江 442	
10		西川副	西川副小学校	川副町西古賀 979	
11		中川副	中川副小学校	川副町福富 1316	
12		大詫間	大詫間公民館	川副町大詫間 560-1	
13			大詫間小学校	川副町大詫間 496	

５　津波避難ビル

津波避難ビルは、避難困難地域の状況等を踏まえて必要に応じて指定する。

想定される浸水深を考慮し、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる場所として、市長がビル所有者と協議して津波避難ビル指定するものとする。

指定にあたっては、次の点を考慮するものとする。

【安全性】

・RC 又はSRC 構造であること。
・海岸に直接面していないこと。
・耐震性を有していること（昭和56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物であること）。
・避難路等に面していることが望ましい。
・進入口への円滑な誘導が可能であること。
・外部から避難が可能な階段があること。

【機能性】

・避難者の収容スペースとしては1 人当たり1 ㎡以上の有効面積を確保できること。
・夜間照明や情報機器が備わっていること。

津波避難ビルの概要は以下のとおりである。

【津波避難ビル一覧】

名　　称	住　　所	電話番号	構造	予想 浸水深	備　考
嘉瀬小学校	嘉瀬町十五 12-1	23-6400	ＲＣ	0.0m～ 0.3m	2 階以上利用
西川副小学校	川副町西古賀 979	45-0319	ＲＣ	0.01m ～ 0.3m	2 階以上利用
南川副小学校	川副町鹿江 674	45-0049	ＲＣ	0.0m ～ 1.0m	2 階以上利用
川副中学校	川副町鹿江 710	45-1251	ＲＣ	0.0m ～ 1.0m	2 階以上利用
川副保健ｾﾝﾀｰ	川副町鹿江 442	45-8924	ＲＣ	0.0m ～ 0.3m	2 階以上利用
川副児童館	川副町鹿江 442	45-8926	ＲＣ	0.0m ～ 0.8m	2 階以上利用
大詫間小学校	川副町大詫間 496	45-4480	ＲＣ	0.01m ～ 2.0m	2 階以上利用

６　避難路

避難路は、安全性・機能性の確保を最優先に、次のような考えに基づき、指定するものとする。

【安全性】

・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
・避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
・橋梁などを有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
・原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。
・避難路に面して津波避難ビルが指定されていること。
・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、

近隣に迂回路を確保できること。

【機能性】

・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていること。

【避難路】

路　　線	備　　考
国道４４４号線	
国道２０８号線	
国道２０７号線	
国道２６４号線	
有明海沿岸道路	
県道大詫間大川線	
県道大詫間光法停車場線	
県道飯盛戸ヶ里港線	
県道東与賀佐賀線	
県道十五中原線	
県道市武諸富線	
県道鍋島停車場線	
県道久保田停車場線	
主要地方道諸富西島線	
主要地方道佐賀川副線	
主要地方道佐賀空港線	（八田江沿いを除く）
主要地方道佐賀外環状線	
主要地方道西与賀佐賀線	
主要地方道佐賀大川線	
主要地方道大牟田川副線	

７　避難方法

避難にあたって自動車等を利用することは､次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがある。

・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故によって円滑

な避難を妨げるおそれがある。
・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。

ただし、避難行動要支援者等の徒歩での避難が困難でかつ、自動車利用による渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがない場合には、地域の実情に応じた自動車利用による避難方法をあらかじめ検討しておく。

８　通行止め措置

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、以下の路線の交差点について、通行規制を行うものとする。

【通行規制を行う路線・交差点】

路　線	交　差　点
国道２０８号線	諸富橋西から東方面、南方面
国道２０８号線	新村から南方面
国道２０８号線	小杭から南方面
国道２０８号線	山領から東方面、西方面
国道２０８号線	溝口西から北方面
国道２０８号線	光法から南方面
国道２０８号線	千々岩から南方面
国道２０８号線	新郷本町から南方面
国道２０８号線	南佐賀２丁目から南方面
国道２０８号線	南佐賀西から南東方面
国道２０８号線	大崎から南方面
国道２０８号線	袋中央入口から南方面
国道２０８号線	本庄町袋から南方面
国道２０８号線	大井樋から南方面
国道２０８号線	佐大南から南方面
国道２０８号線	佐大南入口から南方面
国道２０８号線	溝口から南方面
国道２０８号線	高伝寺前から南方面
国道２０８号線	高伝寺入口から南方面
国道２０８号線	平松から南西方面
国道２０８号線	平松老人センター入口から西方面
国道２０８号線	末広橋から西方面
国道２０８号線	八戸から南方向
国道２０７号線	高橋から南方面
国道２０７号線	扇町から南方面
国道２０７号線	嘉瀬元町から南方面
国道２０７号線	徳万東から西方面
国道２０７号線	徳万から南方面
国道２０７号線	久保田宿から南方面

主要地方道佐賀大川線	蓮池から南方面
主要地方道佐賀大川線	蓮池城内から南方面
主要地方道佐賀大川線	芙蓉中学校南から南方面
主要地方道佐賀大川線	堂地から南方面、東方面
主要地方道佐賀大川線	江上から南方面

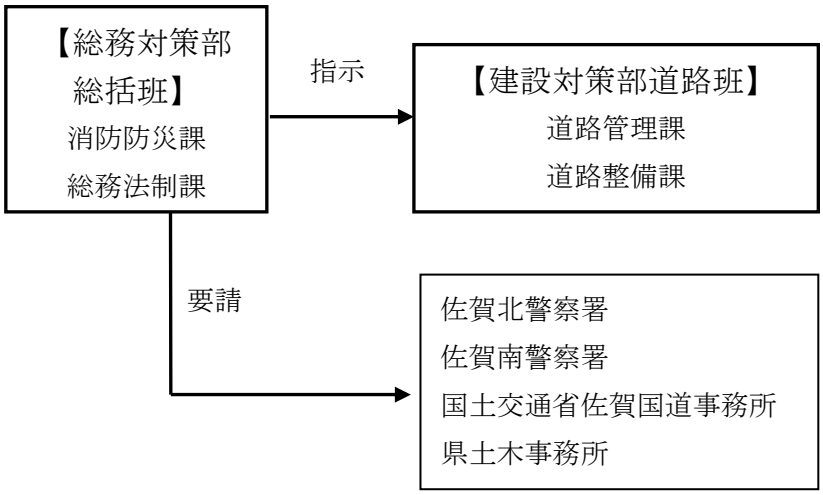

なお，通行規制は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

①関係者の相互連絡、情報交換
②規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
③迂回路の選定
④交通規制の標識等の設置
⑤警察官又は関係職員の現地配置
⑥広報

９　案内板等の設置

緊急避難場所、津波避難ビルへの誘導標識として、次の図記号を基本に、今後、避難路に誘導灯及び案内板の設置を進め、津波防災の啓発に努めるものとする。

■ 津波注意

■ 津波避難場所

■ 津波避難ビル

出典：日本工業規格 JISZ8210「案内用図記号」

第７章　避難誘導等に従事する者の安全の確保

１　避難広報や避難誘導等を行う者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防職団員、民生委員などについては、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなど、安全の確保を図る。

避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を明らかにしておくものとする。

２　水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保

水門等の閉鎖活動を行う市職員、消防職団員等においては、自らの命を守ることが最も基本であり、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避するものとする。浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、その場合は、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

また、海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があり得るため、詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、閉鎖活動を行う者の安全確保の観点を踏まえて参集場所を明らかにしておくものとする。

第８章　避難行動要支援者等対策

１　避難行動要支援者

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

※避難行動要支援者・・市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

（１）環境整備

佐賀市は、避難場所、避難路の指定にあたっては、地域の避難行動要支援

者の実情を踏まえ、安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

（２）情報伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報、避難指示（緊急）等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、佐賀市は、避難行動要支援者の態様に応じ、情報伝達手法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者による支援体制を確立するものとする。

（３）避難行動の援助

ア 佐賀市は、あらかじめ自主防災組織毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難にあたり、支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の現状を把握し、消防団や自主防災組織、事業所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備するものとする。

イ 津波発生のおそれにより、市長から避難指示（緊急）が出されたときは、アに掲げる者の緊急避難場所までの介護及び搬送は、原則として、要支援者本人の家族又は登録している要支援者本人が属する地域の消防団・自主防災組織が指定する者等が担当するものとし、佐賀市は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

（４）社会福祉施設等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく。

また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定する必要があり、佐賀市は助言等を通じて必要な支援を行うものとする。

（５）啓発

佐賀市は、避難行動要支援者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

２ 観光客等

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定めるものとする。

（１）情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、同報系防災行政無線の戸別受信機の設置等により伝達手段を確保するものとする。

イ 施設利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を規定したマニュアルを定めるものとする。

ウ 屋外者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達するものとする。

エ 海水浴場の監視所、釣り場等へ情報収集機器や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するものとする。

（２）観光施設、宿泊施設等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、佐賀市や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定するものとする。

（３）緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

佐賀市は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海抜・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置に努めるものとする。

第９章　避難対策の留意点

１　漁港

漁港における避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定めるものとする。

（１）避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。

（２）津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う）。

（３）プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。

（４）なお、（１）及び（２）の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輌で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車輌の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

※参考：資料編Ｐ１２　津波来襲時の船舶の望ましい対応
表Ⅴ　津波に対する船舶対応表

（出典:「大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する調査研究」
平成２６年４月）

２　河川

河川において予想される地震被害、津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては、次の点に留意するものとする。

・河川周辺は多目的（ゴルフ場、運動場、公園、アウトドアレジャーなど）に利用され、不特定の人が訪れる場所となっているため、河川も、海岸沿いの施設と同じように、余裕をもった避難路、緊急避難場所等の設定に配慮し、利用者への情報伝達方法を示すものとする。

第１０章　ハザードマップの作成・配布

佐賀市は、県が作成した津波浸水想定区域図をもとに避難対象地域、避難路、緊急避難場所等を記載したハザードマップを作成し、住民に配布するものとする。

第１１章　津波対策の防災教育・啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることである。

こうしたことに配慮して、津波防災教育・啓発は、各地域の実情（津波災害履歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化）に応じ、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施するものとする。

（１）津波防災教育・啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等などの公共マスメディアやパンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ、さがんメール等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ･津波浸水想定区域の表示等の利用及び設置に努めるものとする。

（２）津波防災教育・啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、日ごろから住民への防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

（３）津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、町内会・自治会、婦人会等)、事業所等を活用するものとする。

（４）自主防災組織の育成

地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活動ができる方策を検討するものとする。

（５）防災リーダーの育成

津波避難も含む防災講習会等を実施し、地域社会や事業所等において津波防災啓発の核となる人材を育成するものとする。

（６）観光客等に対する啓発

観光等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を啓発するものとする。

（７）防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

第１２章　訓練の実施

情報等の収集・伝達訓練、津波避難訓練、津波防災施設操作訓練、津波監視・観測訓練などからなる津波避難訓練を毎年実施するものとする。

訓練においては実際に避難を行い、避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法に習熟するとともに、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、各地域における津波避難計画に反映させていくものとする。